

第7節 監督

ここでいう監督とは、電波法に掲げる目的達成のために総務大臣が行う、無線局、無線従事者等の行為の合法性、合目的性などの監視、必要に応じての指示、命令、公益上の必要に基づく下命を言う。

- 1) 公益上の必要にもとづく下命
- 2) 不適当な運用に対する監督
- 3) 一般的な監督（検査）

1 公益上の必要に基づく下命

周波数等の変更	無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定、又は人工衛星局の無線設備の設置場所を変更する。	電波法 第71条
特定周波数変更 ¹⁾	特定の業務について、新たな技術の採用などにより、周波数の利用効率を向上させることにより、周波数割当計画又は放送用周波数使用計画を変更する。	電波法 第71条の2 第1項
特定周波数終了 ²⁾	特定の業務について、電波の利用を終了して他の方法(例えば光ケーブル)に移行することにより、周波数割当計画を変更する。	電波法 第71条の2 第2項
非常の場合の通信	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせる。国は通信に要した実費を弁償する。	電波法 第74条、第74条の2

- 1) 特定周波数変更において、周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行う業務を「特定周波数変更対策業務」といい、総務大臣の指定を受けてこの業務を行うのが「指定周波数変更対策機関」である。
- 2) 特定周波数終了において、既存の無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で使用期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行う業務を「特定周波数終了対策業務」といい、登録をしてこの業務を行うのが「登録周波数終了対策機関」である。

2 不適当な運用に対する監督

2. 1 臨時に電波の発射停止を命ぜられることがある場合（電波法第72条）

- ① 無線局の発射する電波の質が無線設備規則第5条～第7条で定めるものに適合していないと認めるときは、電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 電波の質が、法の定めるところに適合するに至った旨申出があった場合には、その無線局に試験的に電波を発射させなければならない。
- ③ 電波の質が、法に定めるところに適合しているときには、直ちに電波発射停止の命令を解除しなければならない。

2. 2 無線局の運用停止及び免許内容の制限（電波法第 76 条第 1 項）

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、

- ① 3ヶ月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じること、又は
 - ② 期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限すること
- ができる。

2. 3 無線局の免許取消し等

1) 免許人（包括免許人を除く）が次のいずれかに該当するときは、総務大臣はその免許を取り消すことができる。（電波法第 76 条第 4 項）

- ① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き 6ヶ月以上休止したとき。
- ② 不正な手段により無線局の免許若しくは第 17 条の許可を受け、又は第 19 条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- ③ 無線局の運用停止又は使用制限に従わないとき。
- ④ 免許人が、電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなつた日から 2 年を経過しない者となつたとき。

2) 包括免許人が次のいずれかに該当するときは、総務大臣はその包括免許を取り消すことができる。（電波法第 76 条第 5 項）

- ① 包括免許の付与の際に指定した運用開始の期限までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
- ② 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き 6 か月以上休止したとき。
- ③ 不正な手段により、包括免許若しくは電波法第 27 条の 8 の変更の許可を受け、又は電波法第 27 条の 9 による指定の変更を行わせたとき。
- ④ 無線局の運用停止又は使用制限に従わないとき。
- ⑤ 包括免許人が、電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなつた日から 2 年を経過しない者となつたとき。

3) 無線局の免許の絶対的欠格事由に基づく取消し（電波法第 75 条）

免許人が電波法第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許は取り消さなければならない。

4) 取消しの手続

- ① 電波法第 76 条第 4 項による場合…電波監理審議会に諮問、決議を尊重して措置する。
- ② 電波法第 75 条による場合…義務的取消し。

2. 4 免許等を要しない無線局及び受信設備に対する電波障害除去の措置命令（電波法第 82 条）

総務大臣は、電波法第 4 条ただし書の規定による免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために

必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2. 5 無線従事者の免許取消し及び従業停止（電波法第 79 条）

1) 免許の取消し及び従業の停止

免許の取消し又は 3 ヶ月以内の期間を定めて業務に従事することを停止することができる。

① 電波法又は電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

② 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

③ 無線従事者の免許を受けた後、著しい心身の欠陥が生じ、無線従事者たるに適しない者となつたとき。

2) 取消しの手続

電波監理審議会に諮問し、その決議を尊重して措置する。

3 一般的な監督

3. 1 無線局に対する検査

1) 落成後の検査（新設検査）：電波法第 10 条に規定する検査。

2) 変更検査：電波法第 18 条に規定する検査。

3) 定期検査：電波法第 73 条第 1 項に規定する検査。

4) 臨時検査：電波法第 73 条第 5 項に規定する検査。

5) 検査の一部省略：登録点検事業者の「登録点検結果通知書」の提出により検査の一部を省略することができる。（電波法第 73 条第 4 項）

3. 2 無線局以外のものに対する検査

1) 受信設備の検査：電波法第 82 条第 2 項に規定する検査。

2) 許可を要する高周波利用設備の検査：電波法第 100 条第 5 項に規定する検査。

総務大臣は、電波法第 82 条第 1 項の規定に基づき、電波障害除去の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。（電波法第 82 条第 2 項）

電波法第 100 条第 1 項に規定する許可を要する高周波利用設備は、電波法第 100 条第 5 項に規定されている電波法第 73 条第 5 項及び第 7 項（検査規定）が準用され、検査が実施される。

3. 3 無線局に関する事項の報告等の徴収

1) 義務的報告（電波法第 80 条）

無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令（電波法施行規則第 42 条の 3）で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

① 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

② 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

③ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

2) 報告の徴収（電波法第 81 条、第 81 条の 2）

総務大臣は、次の場合に報告を求めることができる。

- ① 総務大臣が、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認める場合。
- ② 総務大臣が、電波法を施行するために必要があると認めるとき、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、その証明に関して報告を求める場合。

3) その他の届出等（電波法施行規則第 43 条、第 43 条の 2、3、4）

・船舶関係事項及び航空機関係事項の変更の場合の届出

船舶局、航空機局、航空機地球局の免許人は、規定事項に変更があったときは、すみやかにその旨を文章によって、総合通信局長に届出（電波法施行規則第 43 条）

・遭難自動通報局、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場の変更の届出

免許人は、すみやかにその旨を文章によって、総合通信局長に届出（電波法施行規則第 43 条）

・移動する無線局の常置場所変更及び包括免許人の事務所の所在地変更の届出

免許人又は包括免許人は、できる限り速やかに、その旨を文章によって、総務大臣又は総合通信局長に届出（電波法施行規則第 43 条）

・基幹放送局の事業計画の変更の届出

基幹放送局の免許人は、事業計画の変更があったときは、総務大臣に届出（電波法施行規則第 43 条の 2）

・事業収支の結果の届出

基幹放送局の免許人は、事業の決算期ごとに事業収支に結果を総務大臣に報告（電波法施行規則第 43 条の 2）

第8節 雜 則（無線設備の機能の保護及び無線通信秩序の維持等）

1 高周波利用設備(電波法第100条)

高周波利用設備の設置：許可制度（免許制度に準ずる制度。手続きは免許手続きが準用される。）

手続き	設備(装置)	適用規則
許可必要	通信設備	電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる通信設備であって、許可不要の条件に該当しないもの
	医療用設備	50ワットを超える高周波出力を使用するもの
	工業用加熱設備	
	各種設備	
許可不要	電力線搬送通信設備 *1) 10kHz～450kHzの周波数を搬送波とする 搬送式インターahn 一般搬送式デジタル伝送装置 特別搬送式デジタル伝送装置 屋内で2MHz～30MHzの周波数を搬送波とする 広帯域電力線搬送通信装置 誘導式読み書き通信設備 超音波洗浄機 超音波加工機 超音波ウェルダー 電磁誘導加熱利用文書複写印刷機械 無電極放電ランプ	施規第44条第1項第一号(1) 施規第44条第1項第二号(3) 施規第44条第2項 施規第45条第三号かつこ書き
	型式の確認を受けた場合	電子レンジ 電磁誘導加熱式調理器
	型式の確認を要する場合	施規第46条の7第1項第一号
	型式の指定、確認いずれも不要	ケーブル搬送設備 平衡二線式裸線搬送設備 電力線搬送通信設備であつて受信のみを目的とするもの 誘導式通信設備 *2)
		法第100条第1項第一号 かつこ書き、 施規第44条

*1) 定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通ずる電力線を使用するもの。

*2) ① 線路から $\lambda/2\pi$ (λ は基本波の波長(m)、 π は円周率)の距離における電界強度が毎メートル $15\mu V$ 以下のもの

② 誘導式読み書き通信設備(13.56MHzの周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報の読み書きをする設備)であつて、その設備から3mの距離で電界強度が毎メートル $500\mu V$ 以下のもの

高周波利用設備	基本規定	電波法第100条
	通則、型式の指定、型式の確認、安全施設	電波法施行規則 第三章
	技術基準	無線設備規則 第五章

『電波法

第100条（高周波利用設備）

左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

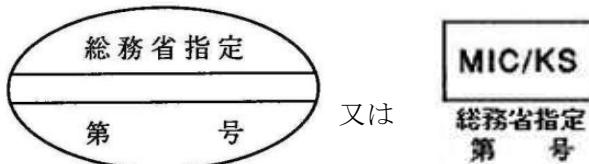
- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）
- 二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

- 2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八条、第三十条又は第三十八条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信（総務大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。）に妨害を与えるないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設備を承継させるものに限る。）があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該設備を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。
- 4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第五項及び第七項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。』

1. 1 型式の指定（電波法施行規則第46条～第46条の6）

高周波利用設備の型式の指定を受けようとする当該設備の製造業者又は輸入業者は、申請書に、次の各区分に従い、当該各区分に必要な事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 1) 搬送式インターфон
- 2) 一般搬送式デジタル伝送装置
- 3) 特別搬送式デジタル伝送装置
- 4) 広帯域電力線搬送通信装置
- 5) 誘導式読み書き通信設備
- 6) 超音波洗浄機、超音波加工機及び
超音波ウェルダー
- 7) 電磁誘導加熱利用文書複写印刷機械
- 8) 無電極放電ランプ



又は

別表第七号

総務大臣は、型式の指定の申請があつた場合において、各区分に従い、電波法施行規則に掲げる条件に適合していると認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

型式の指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に、所定の様式の表示を付さなければならない。この表示のある設備（装置）は、設置に際して、総務大臣の許可を要しない。

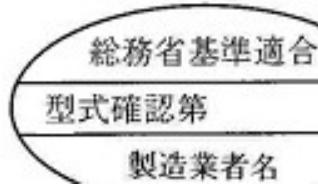
1. 2 型式の確認（電波法施行規則第46条の7～第46条の10）

電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、電波法施行規則に定める条件に適合していること

の確認を行うことができる。

型式の確認は、電波法施行規則別表第八号に規定する方法により試験を行い、その型式が、それぞれに掲げる条件に適合していると認めた場合に限り、行うことができる。

型式の確認を行い、総務大臣に届出をした製造業者又は輸入業者は、確認を行った型式に属する機器に、所定の様式の表示を付さなければならぬ。この表示のある設備(装置)は、設置に際して、総務大臣の許可を要しない。



又は



別表第十号

1. 3 安全施設（電波法施行規則第47条～第50条）

1) 通信設備の安全施設（電波法施行規則第47条）

許可を要する電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備には、電波法施行規則第二章第三節（安全施設）の規定を準用する。

2) 医療設備の安全施設（電波法施行規則第48条）

医療用設備は、その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えること がないように、次の条件に適合していなければならない。

一 高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二 医療電極及びその導線と発振器出力回路、電力線等との間の絶縁抵抗は、五〇〇ボルト 絶縁抵抗試験器によって測定し少なくとも五〇メガオーム以上あること。

三 医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。

但し、ラジオメス等であって、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

3) 工業用加熱設備の安全施設（電波法施行規則第49条）

工業用加熱設備は、設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えること がないように、左の条件に適合しなければならない。

一 前条第一号の事項（高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二 設備の操作によって、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。

4) 各種設備の安全施設（電波法施行規則第50条）

電波法施行規則第45条第三号の各種設備（五十ワットを超える高周波出力を使用するもの）には、上記の工業用加熱設備の安全施設の規定を準用する。